

令和四年度第六回（九月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和4年度諫早市農業委員会 第6回総会議事録

1 開催日時 令和4年9月28日(水) 開会 午後2時00分～閉会 午後3時00分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員 (18人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 1番 池田つや子 2番 久保 繁 3番 中尾貞治

4番 久本純造 5番 立森和富 6番 前田貞松

7番 中川一範 8番 松尾正晴 10番 山口勇満

11番 中島康範 12番 松本秀徳 13番 陣野昭則

14番 山口廣三 15番 澤久 進 17番 池田武弘

18番 野副栄治

4 欠席委員 (2人) 9番 長谷川 博 16番 周防克己

5 付議事件

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第2号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第4号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

第5号 農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立の件

第5号 農業用施設届出書受理の件

第6号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他

8 事 務 局

局 長 宇野和利 次 長 増山義洋 主任 半田智也

主 任 境田正文 事務職員 山内 裕

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和4年度 諫早市農業委員会 第6回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、18名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、9番・長谷川博委員、16番・周防克己委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということでありますので、議事録署名人に1番・池田つや子委員、10番・山口勇満委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言願います。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」について説明します。

1番、諫早地区、本明町の農地1筆、472㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は11,635㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械を所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までの距離は約650mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

2番、諫早地区、本明町の農地1筆、25㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は9,090㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械を所有されています。また、農業に約30年間従事され、譲受人宅から申請地までの距離は車で約350mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

3番、有喜地区、天神町の農地1筆、483㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は34,480㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約4年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

4番、長田地区、長田町の農地1筆、334㎡について、耕作に便利のため、購

入する申請です。権利取得後の農地面積は11,671.63㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を所有されています。また、農業に約50年以上従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

5番、高来地区、高来町神津倉の農地1筆、458.92㎡の内368.92㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は4,527.92㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約50年以上従事され、譲受人宅から申請地までは車で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

6番、小長井地区、小長井町遠竹の農地1筆、1,541㎡について、耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は89,902㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。普通トラックやスピードプレイヤー等の機械を所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約50年以上従事され、譲受人宅から申請地までは車で約15分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

議 長 議案第1号の説明がありましたので、1番と2番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 1番と2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、馬鈴薯、人参を栽培されると見込まれます。権利取得後におい

て周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議 長 3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。次に、4番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

議 員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、大根、白菜、ミニトマトを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番は申請どおり許可することに決定いたします。次に、5番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

議 員 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、白菜、馬鈴薯等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 5番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。次に、6番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

議 員 6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、ミカンを栽培されると見込まれます。権利取得後において

周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、6番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第2号) 事務局 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番は、先月総会において審議保留となった案件となります。審議保留の理由といたしましては、隣接する1工区の建築費と比較し、建築費の乖離について疑義があり、一般基準の確実性が判断できないということでの審議保留でした。このことにつきまして、詳細を確認したところ、材料費のみの計上をしていたとのことで、今回、1工区同様の算定方法で建築費を算出し、1棟当たりの建築費は1工区と同様の建築費となっております。なお、追加となった資金につきましては、融資証明書で確認をしております。また、隣接農地所有者等との協議書に死亡者の名前を記入していたとの不備があったとのことですが、実際は相続人との協議をしていたとのことで、修正して再提出がなされています。

2番、諫早地区、天満町の田1筆187㎡に、併用地として山林677㎡を合わせた土地を太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネルは244枚設置し、パネル設置面積451.58㎡、売電単価は18円となっております。契約内容は賃貸借権設定20年、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、造成を実施せず現状のまま利用し、雨水排水については隣接する水路に放流することで、市水路管理者と協議済みです。また、併用地との間に水路・里道があり電柱を設置し空架による配線を行う予定となっております。なお、水路・里道の占用については市管理者と協議済みです。資金については融資証明書で確認しています。

3番、諫早地区、目代町の畑1筆307㎡について、住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の贈与、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。親族間による贈与となります。申請地ですが、木造平屋建ての住宅を建築するもので、土地の造成は盛土を最高0.7m、切土を最高0.9m施し、土留めブロック並びに法面保護により土砂の流出は防ぎます。雨水については新たに側溝を設置し既存の水路に放流し、汚水等については下水道に接続する計画となっております。隣接する農地はなく、資金については残高証明書で確認しています。なお、都市計画法第43条第1項に基づく

開発許可申請中です。

4番、真津山地区、久山町の畑2筆169.23㎡に、併用地として雑種地3.85㎡を合わせた土地について、住宅用地とする転用申請です。契約内容は1筆は所有権移転の贈与、もう1筆は使用貸借5年となっております。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、木造2階建ての住宅を建築するもので、土地の造成は無く、雨水については道路側溝へ、汚水等については合併浄化槽を設置し同じく道路側溝へ放流する計画となっております。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。なお、都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

5番、真津山地区、久山町の田1筆396㎡について、住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買となっております。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、木造平屋建ての住宅を建築するもので、土地の造成は無く、雨水については道路側溝へ、汚水等については合併浄化槽を設置し同じく道路側溝へ放流する計画となっております。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。なお、都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

6番も、先月総会において審議保留となった案件となります。審議保留の理由といたしましては、緊急性が認められないことから利用計画の詳細が必要、埋め立てに使用する盛土材について具体的な数量や搬入元が不明、他の資材置場の利用状況が不明であったため追加資料を求めたものです。申請者に利用計画等の詳細を求めたところ、申請内容が単なる資材置場ではなく、再生土生産としての事業用地及び資材置場用地とする申請となります。場所は上大渡野町及び下大渡野町の畑3筆8,066㎡、併用地として山林・原野の4筆を合せた合計12,509㎡、有効利用面積は6,007㎡となります。事業内容については、バックホウ、転石破砕機、スクリーン機やトラックコンベア等を使用し再生土を生産・保管する施設となります。現在所有する既存の再生土生産場及び資材置場の容量は8,400㎡ですが、現在受注中の工事19件等で使用する発生土量が延べで17,920㎡となります。使用率7割を見込み約12,500㎡分の敷地が必要となり、約4,000㎡分の不足が生じているとのことで、今回の申請となっております。なお、前回の計画から造成の内容を変更し、盛土については前回の内容から1段低くしており、有効面積を確保しております。併せて、工期についても前回は2年2か月の工期としておりましたが今回12か月に短縮をしております。

7番、長田地区、長田町の畑2筆909㎡について、駐車場用地17台分とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は所有権移転の売買、農地の立地基準については、第3種農地に該当します。本件は職員用の駐車場を整備するものです。造成はせず、現状のまま利用するため、法面等を除く有効利用面積は380㎡となります。残地部分は耕作しておらず、斜面となっております。申請地ですが、造成は行わず、整地のみを行い被害の発生が無いようにします。雨水は自然流下、汚水等については発生いたしません。隣接する農地所有者等との協議

報告書が添付されており、資金については残高証明書で確認しております。

8番、多良見地区、多良見町化屋の田1筆660㎡に、併用地として雑種地31㎡、山林161㎡を合わせた土地について、貸資材置場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。有効利用面積は法面部分を除いた445㎡となります。譲受人ですが、多良見町内で建設業を営んでおり、譲受人本人が役員を務める会社に貸し付けるものです。申請地については、造成はなく現状のまま利用します。雨水については自然流下、隣接する農地はなく、資金については通帳の写しで確認しています。

9番、飯盛地区、飯盛町平古場の田1筆269㎡について、住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の贈与、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。本件は木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地は現状のまま利用し、隣地農地との境界には擁壁を設置し雨水等の流失が無いようにします。雨水については水路へ、汚水等については合併浄化槽を設置し同じく水路へ放流する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明書で確認しています。

10番、高来地区、高来町小船津の田1筆97㎡について、駐車場用地3台分とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者ですが、実家に住む父親の介護のために、近くに駐車場3台分を借りていたが、退去しなければならなくなり実家近くの駐車場を探したが見つからず、今回の転用申請となりました。申請地ですが、土地は現状のまま利用し、雨水は自然流下。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しています。以上で議案第2号の説明を終わります。

議長 議案第2号の説明がありました。1番は先月保留分で、事務局が経過の説明をしておりますので、2番と3番について諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。

3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

議長 1番から3番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から3番は、申請どおり許可することに決定い

たします。

- 議 長 次に、4番と5番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。
- 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 4番と5番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、4番と5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、4番と5番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次の6番は先月保留分です。事務局が経過の説明をしておりますので、補足説明は省略いたします。
- 議 長 6番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、6番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、7番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 7番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、7番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、8番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、進入路の幅が少し狭いので、地元と話をする必要があるとの意見がありました。申請者に確認したところ、地元と話し合うとの確認がとれております。今回の申請については、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 8番について、何かご質問はありませんか。

- 議 長 「なし」と言う者あり
ご質問がないようですので、8番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 「異議なし」と言う者あり
ご異議がないようですので、8番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、9番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 議 員 9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 9番について、何かご質問はありませんか。
- 議 長 「なし」と言う者あり
ご質問がないようですので、9番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 「異議なし」と言う者あり
ご異議がないようですので、9番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、10番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 議 員 10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 10番について、何かご質問はありませんか。
- 議 長 「なし」と言う者あり
ご質問がないようですので、10番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 「異議なし」と言う者あり
ご異議がないようですので、10番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題
(議案第3号) といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第3号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。
- 1番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地1筆、211㎡について、農業経営規模拡大を行うため、使用貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、みかんの生産を主体に経営されています。
- 以上、1番の申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。議案第3号の1番については、以上となっております。
- 議 長 事務局から説明がありましたが、1番について、何かご質問はありませんか。
- 議 長 「なし」と言う者あり
ご質問がないようですので、1番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申出どおり許可することに決定いたします。
(議案第3,4号) 続きまして、関連がありますので、議案第3号の2番から151番、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号の2番、小野地区、小野島町の農地2筆、831㎡、
議案第3号の3番、高来地区、高来町小峰の農地6筆、2,822㎡、
議案第3号の4番、高来地区、高来町古場及び建山の農地8筆、5,485㎡を
議案第4号の1番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。
権利の設定を受ける者は、ブロッコリー等の生産を主体に経営されており、今回、
権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第3号の5番、長田地区、白浜町の農地4筆、4,332㎡を議案第4号の
1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定
を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けるこ
とにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第3号の6-1番から151番、議案第4号の3番から78番の農地につ
きましては、全て飯盛地区、飯盛町後田及び開の分となりますので一括して説明いた
します。合計196筆、299,911.50㎡の農地を、議案第4号の3番から
78番に使用貸借10年または賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配
分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、バレイショ、人参等の生産を主体に
経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大及び農地
中間管理事業の活用に繋がります。

続きまして、議案第4号の配分計画の変更について、説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けて
いる小野地区、川内町の農地1筆、2,226㎡について、議案第4号の79番の
とおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受け
る者は、水稻・ミニトマトの生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受け
ることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は賃貸借で、貸借期間は
従前の貸借期間の残存期間である6年1か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けて
いる森山地区、森山町田尻の農地1筆、1,957㎡について、議案第4号の80
番のとおりに、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を
受ける者は、水稻の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けること
により、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は使用貸借で、貸借期間は従前
の貸借期間の残存期間である5年1か月となっています。

以上、議案第3号2番から151番までの申出は農地中間管理事業の実施に係る
ものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満
たしています。また、第4号議案の1番から80番までの農用地利用配分計画は、
「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成され

たものであります。説明は、以上となります。

議 長 議案第3号の2番から130番、また、議案第4号の1番から63番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第3号の2番から130番を許可し、議案第4号の1番から63番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号の2番から130番を許可し、議案第4号の1番から63番を「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次の議案第3号の131番と132番、議案第4号の64番は、10番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、10番委員の退席を求めます。

(10番委員退席)

議 長 議案第3号の131番と132番、また、議案第4号の64番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第3号の131番と132番を許可し、議案第4号の64番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号の131番と132番を許可し、議案第4号の64番を「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 10番委員の入場を求めます。

(10番委員・入場→着席)

議 長 続きまして、議案第3号の133番から151番、議案第4号の65番から80番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第3号の133番から151番を許可し、議案第4号の65番から80番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 次に、議案第5号「農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号「農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)」について、説明いたします。6月から8月にかけて農業委員・推進委員さんからの意見を提出いただき、今月13日の運営委員会での協議を経て、市長へ提出する意見書として取りまとめたものです。意見書は4つの項目に分けて作成しております。それぞれ主な点について述べていきます。

1. 担い手への農地利用の集積・集約化の推進について

「人・農地プラン」が法定化され、市が「地域計画」の策定を義務付けられたが、農業委員会も計画に必要な目標地図の素案作りを担うことから、取り組みについて

の支援を求める。中間管理事業の活用及び事業の周知啓発の強化を求める。基盤整備が実施された地域では、担い手への集積が図られていることから、さらなる基盤整備事業の推進、特に中山間地域への支援策の構築を求める。また、土地改良未整備地域における圃場整備事業や干拓地等の水田地域における排水対策事業は、効果が認められることから、事業の継続・拡充を求める文言としております。

2. 耕作放棄地の発生防止と解消に関する施策の推進について

中山間地域における農業生産性が不利な農地に対して圃場条件の改善につながる農地耕作条件改善事業等の積極的な活用を求める。多面的機能支払交付金の十分な確保や積極的な活用、また申請・報告等の事務について地域で協力して行えるよう「人・農地プラン」の中での検討や事務の簡略化について国等に働きかけを求める。また補助対象とならない小規模農地の基盤整備事業等について市単独事業の継続・拡充を求める文言としております。

3. 新規参入等に関する施策の推進について

定年後の帰農者等を含む新規就農者や規模拡大を図る親元就農者は、初期投資の負担が大きく、収入も不安定であるため、農業経営が確保できるように個々に継続した支援策や地域で支える取り組みの推進を求める文言としております。

4. その他の1点目、有害鳥獣等の対策について

イノシシの被害防止対策については、メッシュ柵や電気柵の効果が認められているが、設置について、隣接農地の所有者の同意がない場合に補助対象にならないことから、個別利用が可能となるよう要件緩和の検討を求める。また、イノシシ以外の有害鳥獣に対する対策の検討やスクミリンゴガイいわゆるジャンボタニシの食害を防ぐため、駆除用の農薬購入補助について検討を求めることとしております。

4. その他の2点目、農業経営の安定化に対する支援について

ロシアのウクライナ侵攻における影響により、農業経営に必要な燃料、肥料、飼料等の価格高騰が続いており、国等において支援が講じられているが、今後も厳しい状況が続くと思われるので、年次的な物価高騰対策の継続・拡充を求めることとしております。以上で議案第5号の説明を終わります。

議
委
員

議長 議長 議案第5号の説明がありました。何かご質問はありますか。

地区別協議会で話があったのですが、小野地区では集落営農法人がブロックローテーションで大豆を栽培しておりまして、その中で期間借地というのをやっています。それで期間借地を行っているところは農地中間管理機構を通じた貸借ができないとされています。来年の4月以降は、強化法による貸借がなくなり、全国的に農地中間管理機構を通じた貸借になりますので、期間借地でも農地中間管理機構を通じた貸借ができるように欲しいとの文言を入れることはできないでしょうか。

委
員

委員 農地中間管理機構の業務については、長崎県農業振興公社が行っていますので、市長に対する意見としてではなく、長崎県農業振興公社に対して、そのような意見があるということをお伝えの方がいいと思います。

委
議
員
長

委員 そのようにした方がいいと思います。

議長 ほかに意見等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ほかにはないようですので、農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書について、ご了承をお願いいたします。そして、長崎県農業振興公社に対しては、農業者の意見として期間借地による貸借もできるようにして欲しいとの声があることを伝えることとしたいと思います。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

諫早地区から1件、小栗地区から3件、真津山地区から2件、本野地区から1件、高来地区から1件、合計8件の届出が出ております。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

諫早地区から1件、飯盛地区から19件、合計20件の通知が出ています。解約理由としましては、諫早地区の1件が耕作できなくなったため、飯盛地区の19件が農地中間管理機構に貸し付けるためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告します。

1番、多良見地区、多良見町市布の畑1筆512㎡を貸駐車場用地15台分とする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による許可申請の取下申立の件」につきましてご報告いたします。参考資料として、写真付きの資料を配布しております。

1番、真津山地区、破籠井町の畑1筆390㎡を住宅用地、一般住宅とする許可申請が令和3年10月にあり、同月総会において審議していただき許可相当としておりましたが、開発許可がされずにいたため、許可書の交付には至っておりませんでした。本年7月に開発支援課からの指摘で事前着工していることが判明したことから、その顛末について申請者から聞き取りを行っております。この事態を受けて開発許可申請が取り下げられており、同じく農地転用許可申請についても取下となりました。事前着工の状況としては、切土及び擁壁を設置しており、その時点で中止させております。今後、業者の意向としては計画変更を行い、再度の申請を行いたいとのことですが、本来であれば原状回復が基本であります。切土したところに盛土するとなると大雨時の二次災害等の危険があることなどから切土した部分の盛土は行わず、擁壁については掘り下げて設置していたので、覆土し復旧させております。なお、来月、新たな申請がされると思われます。

報告第5号「農業用施設届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、小栗地区、小川町の畑1筆、541㎡の内85㎡に農業用倉庫を設置する届出です。

2番、長田地区、長田町の畑1筆、464㎡の内60㎡に農業用倉庫を設置する

届出です。

報告第6号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

有喜地区から3件、真津山地区から1件、長田地区から2件、合計6件の非農地通知申出書を受理いたしました。いずれも山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農地法第3条許可	6件。
議案第2号	農地法第5条許可	10件。
議案第3号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	151件。
議案第4号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	80件。
議案第5号	農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書	1件。

以上、審議件数は、全部で248件ございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 （事務連絡）

議長 それでは、これをもちまして、令和4年度諫早市農業委員会第6回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____